

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県立愛媛母子生活支援センター
-----	------------------

1. 施設の概要

所在地	愛媛県松山市道後今市12番30号	所管課	子育て支援課
設置年月	昭和23年9月3日 (平成10年4月1日現在地に改築移転) (施設設置後 11 年 0 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	(福)愛媛県社会福祉事業団	県の出資額 (出資割合)	10,000 千円 (100.0 %)
施設の内容	事務室・居室21室(内、バリアフリー室1室・緊急一時保護室1室)・集会学習室・カウンセリング室		
	施設の規模・構造等 [敷地面積] 1,328.92 m ² [延床面積] 1,245.90 m ² [構造] 鉄筋コンクリート造3階建		
	入居する機関・団体名		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>昭和23年9月、「県立愛媛母子寮」を松山市道後町2-11-14に設立。児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子とその監護すべき児童を入寮させ、生活指導、自立更生のための職業斡旋の相談等を行い、自立に向けての支援を図ることを目的とし設置された。</p> <p>平成10年4月1日、道後町今市12-30に改築移転し、同時に「県立愛媛母子生活支援センター」へ改称した。改築にあたっては、母子室の居住面積を拡大したほか、入所世帯の集会学習室を拡張するなど、入所母子世帯の処遇を向上することを優先とした。その他、緊急保護が必要な母子世帯に対応できるよう緊急一時保護室を設置し、入居者がゆとりを持ち自立に向けての生活ができるよう配慮した施設を整備した。</p> <p>現在に至っては、家庭環境の破綻や生活困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で、困難な問題を抱える母子世帯に対して、子育てや生活支援、就業支援などの自立支援を実施する施設として機能し続けている。</p> <p>特に、DV防止法施行後は、緊急性、危険性のあるDV被害を受けた母子世帯の保護を行う中核施設として、全県的に機能している。</p>	
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	設置根拠 児童福祉法第23条第1項	
施設設置に係る 総事業費	390,712 千円	

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段</u> (どうすることにより・何を提供することにより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を営む上で様々な困難を抱える母子世帯に対し ・就労に向けた支援やアドバイス、求人状況の情報収集を行う。 ・自立のために必要な生活設計、健康管理、金銭管理、基本的な生活習慣等の習得に向けた支援やアドバイスを行う。 ・社会性を養うため、地域コミュニティや社会活動への参加促進を図る。 ・心理療法によるカウンセリングを母子に行う。 ・育児に関する情報提供やアドバイスを行う。 ・入居児童を対象に、児童クラブ活動や学習の指導等を行う。 <p><u>意図</u> (どのような状態にしたいのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の回復、就労等により、生活設計の立て直しを図り、自立した生活環境をつくる。 ・子どもの健全育成を支援する。 ・地域社会の中で、経済的・精神的に自立できるようにする。 ・母子生活の再建、再スタートを促進する。
<p>施設設置の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が設置する母子生活支援施設は5施設あるが、市に在住している市民しか受け入れないことから、市町に母子生活支援施設が設置されていない市町からの受入はセンターが行っている。 ・DV被害者を心理的にサポートしながら親子ともに長期間保護できるのは県立施設だけであり、DV被害者に対応する拠点的な入所保護施設である。 ・入所希望者が多く常に満室に近い状況であり、利用者は、県内全域にわたる。また、県外からの広域入所も受け入れている。 ・児童福祉法において保護すべきとされる母子世帯の自立支援施設、また、DV被害者の保護施設としての必要性は非常に高い。

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>家庭環境の破綻や生活困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱える母子世帯の問題は、近年、特に多様化・複雑化しており、こうした状況から、自立(退所)に至るまでの期間は長期化傾向となっている。(常時、定数一杯の状態となっている。) また、全国的なDV被害者数の増加に伴い、同被害を受けて入所を希望する世帯が、増加(平成13年DV防止法施行)しており、その希望は、県内各地から、更には、県外からも寄せられているなど、様々な深刻な問題を抱えた母子世帯からの支援を求めるニーズは増加している。</p>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>不況の長期化、社会環境の悪化等により、家庭、特に経済的基盤の弱い母子家庭を取り巻く状況は、ますます厳しくなるものと予想される。また、DV被害の増加、その内容の一層の深刻化などからもDV被害者支援の強化が更に必要とされており、これらの困難な課題を抱える母子家庭のための保護施設としてニーズはより高くなるものと予想される。</p>

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参 考 事 項																																																																																			
利用者数の推移 (人)	546 〔214〕	555 〔223〕	580 〔225〕	528 〔221〕	560 〔221〕	毎月初日の在籍者数〔 〕は同世帯数																																																																																			
利用料金収入 の 推 移 (千円)																																																																																									
施設の内容 の 利 用 率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等																																																																																				
	居室		93.75%		$\frac{\text{年間入所世帯実績}(225\text{世帯})}{\text{年間入所目標世帯}(240\text{世帯})}$																																																																																				
	集会室		100.00%		毎日使用している。																																																																																				
	カウンセリング室		44.38%		$\frac{\text{年間利用日数}(162\text{日})}{\text{年間日数}(365\text{日})}$ 年間相談件数338件																																																																																				
	緊急一時保護室		0.27%		$\frac{\text{入所日数}(1\text{日})}{\text{年間日数}(365\text{日})}$																																																																																				
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 100 %</td> <td>約 %</td> </tr> </tbody> </table>							目的内	目的外	割合	約 100 %	約 %																																																																													
		目的内	目的外																																																																																						
	割合	約 100 %	約 %																																																																																						
保護を必要とする母子世帯の入所のために利用されている。																																																																																									
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">県 内</th> <th rowspan="2">県 外</th> </tr> <tr> <th>東 予</th> <th>中 予</th> <th>南 予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 23 %</td> <td>約 30 %</td> <td>約 26 %</td> <td>約 21 %</td> </tr> </tbody> </table>							県 内			県 外	東 予	中 予	南 予	割合	約 23 %	約 30 %	約 26 %	約 21 %																																																																							
	県 内			県 外																																																																																					
	東 予	中 予	南 予																																																																																						
割合	約 23 %	約 30 %	約 26 %	約 21 %																																																																																					
19年度 措置した地域の割合 (世帯)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東予</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>中予</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>南予</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>						月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		東予	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	52	中予	5	4	4	5	6	6	6	6	6	6	7	7	68	南予	5	6	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	58	県外	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	47	計	19	19	18	19	19	19	18	19	19	18	19	19	225
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																													
東予	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	52																																																																												
中予	5	4	4	5	6	6	6	6	6	6	7	7	68																																																																												
南予	5	6	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	58																																																																												
県外	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	47																																																																												
計	19	19	18	19	19	19	18	19	19	18	19	19	225																																																																												

6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	無	無	無	無	無	無	無	無
	(有の場合) 施設名								
	管理運営体制 (直営・指定管理)								
参考事項	〔同種施設の全国の設置状況〕 都府県立施設を設置しているところ 宮城県・茨城県・東京都・愛知県(2施設)・京都府・和歌山県(2施設)								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	市町立施設等			民間施設等				
	<p>【一時保護機能を有する施設】 婦人相談所(2週間まで) (ただし、同伴児童が男子の場合、同所に入居できる者は小学生までとなり、中学生以上の男子については、母親とは別施設(児童相談所等)への入居となる。)</p> <p>【入所・保護機能を有する施設】 さつき寮(6ヶ月まで) (女性の単身入所に限る) さつき寮入居の女性に児童・乳児がいる場合については、児童・乳児は、児童養護施設等への入所となる。</p> <p>【相談機能(婦人相談員等配置)】 婦人相談所 東予・南予地方局地域福祉課 女性総合センター</p>	<p>【入所・保護機能を有する施設】 ・松山市小栗寮 ・今治市母子生活支援施設ふたば荘 ・新居浜市清光寮 ・西条市くすみ荘 ・西条市すみれ荘 [計5施設] ただし、いずれも、施設設置市に在住している市民のみ入所可</p> <p>【相談機能(婦人相談員等配置)】 西条市 女性児童福祉課 新居浜市 児童福祉課 今治市 市民まちづくり推進課 松山市 子育て支援課 八幡浜市 福祉事務所 宇和島市 子育て支援課</p>			<p>【相談機能(DV被害関係)】 NPO法人新居浜ほっとねっと ただし、婦人相談員はいない</p>				
	<p>上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察</p> <p>・県内では、4市が母子生活支援施設(5施設)を設置・運営しているが、各市在住の住民を入所対象としており、施設を設置していない他の16市町の困難な課題を抱えている母子世帯やDV被害の母子世帯が、入居できる母子生活支援施設は、愛媛母子生活支援センターのみである。 なお、母子生活支援を行う民間団体(NPO)が、平成20年度に新居浜市に設立されているが、当団体は、DV被害を中心に相談業務等を行うこととしており、一時保護・入所機能は有していない。</p> <p>・県立の母子生活支援施設を有していない他県においては、施設を設置している市町が、自市町以外の母子世帯の受け入れを行うこととしていたり、また、民設民営施設において全県的な母子世帯の受け入れを実施するなどにより、概ね全県域がカバーされていることはなっているものの、市町立施設の入所定員が少なかったり、DV被害の母子世帯についての受入は困難であったりするなどの課題を抱えており、当センターは、全県域をカバーするとともに、母子保護や生活支援のみならず、DV被害世帯の生活再建に係る拠点的な保護施設として、重要な役割を果たしており、入所希望者は多く、常に満室に近い状態である。</p>								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	298,025 千円	(平均的な 年間経費)	約 42,575 千円 × (経過 年数) 7 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	43,838			
H18 (協定額)	42,748			
H19 (協定額)	42,406			
H20 (協定額)	42,459			

8. 施設が廃止された場合(「県立」でなくなった場合)を含む)の県民生活への影響

<p>【廃止された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内には4市が設置・運営する母子生活支援施設(5施設)があるものの、入所対象者は、当該市在住の住民に限定されており、施設未設置の市町の母子世帯を受け入れる当施設が廃止されることとなれば、困難な課題を抱える母子世帯の生活再建に対する福祉サービスが大きく低下する。 ・また、各市が設置している母子生活支援施設(5施設)のうち、DV被害の母子世帯に対応することが可能な施設は1施設(新居浜市)のみとなっており、母子生活支援センターは、DV被害世帯に対応できる全県的、拠点的な入所保護施設として、大変重要な地位を占めており、当施設が廃止された場合には、増加しているDV被害世帯の保護や生活支援等サービスが大幅に低下する。 <p>【県立でなくなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者からの避難・保護等に要する業務の大変さから、DV被害の母子世帯についての受入が現行通りに行われない(DV加害者の追求が想定されるケースの受入を断るなど)といった事態も想定され、支援を要する母子世帯への十分な対応に懸念が生じる。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

<p>現在、4市に設置されている母子生活支援施設(5施設)への入所は、当該市在住の母子世帯に限定されており、これらの市以外(16市町)の母子世帯の入所先は、母子生活支援センターしかなく、更に、DV被害の母子世帯の入所先として対応可能な施設については、当センター以外では1施設(当該市在住の場合のみ入所可)のみとなっている。また、民間で対応できる入所施設はない。こうした現状から、全県域が対象となり、生活支援はもとよりDV被害の母子世帯に対する支援・保護の中核的施設として不可欠な母子生活支援センターは、これらの課題が解決されるまでの間、現状(県立施設・指定管理者運営)を維持し、県の母子世帯に対する福祉サービスの提供を継続していく必要がある。</p>
